



自然豊かな小規模特認校で健やかな学校生活を

美杉小学校・美杉中学校を見学してみませんか？

問い合わせ 教委学校教育課 ☎229-3245 FAX229-3257

小規模特認校制度とは

小規模な学校で学びたい、子どもを学ばせたいという希望者に、所定の条件の下、従来の通学区を越えて小中学校への入学(転入)を特別に認める制度です。津市では、美杉小学校と美杉中学校にこの小規模特認校制度を採用しています。

入学(転学)の条件

- 小規模特認校の趣旨と美杉小学校・美杉中学校の教育活動などに賛同すること
- 市内に住所があること
- 通学は保護者の負担と責任で行うこと

※美杉小学校、美杉中学校の学校区は、スクール

美杉小学校



小中交流会(6年生中学校見学)



授業風景

美杉中学校



修学旅行(東京で販売学習)



みすぎ春のスポーツ祭

バスが運行していますので、最寄りの停留場所からスクールバスを利用できます。

学校見学について

見学や問い合わせは、随時受け付けています。お気軽にお問い合わせください。

教委学校教育課 ☎229-3245

美杉小学校 ☎274-0802

美杉中学校 ☎272-1191

申請の手続き

教委学校教育課または教委各教育事務所で入学(転学)の申請を受け付けています。



入れない！捨てない！広げない！

生態系に被害を及ぼす特定外来生物にご注意を！

問い合わせ 環境保全課 ☎229-3140 FAX229-3354

「外来生物」とは、もともと日本にいなかったにもかかわらず、人の手によって海外から入ってきた生物のことです。その中でも「特定外来生物」は、生態系などに被害を及ぼすものとして環境省が指定した生物です。特定外来生物は飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが原則として禁止されていて、違反すると個人の場合3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人の場合1億円以下の罰金が科されます。

特定外来生物の例

ブルーギル、ブラックバス(コクチバス、オオクチバス)、アライグマ、カミツキガメ、セアカゴケグモ、オオキンケイギクなど

外来生物被害予防3原則

外来生物に関わる時は、この原則を守って適切な対応をお願いします。

1. 入れない 悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない



オオキンケイギク

セアカゴケグモ

カミツキガメ

2. 捨てない 飼っている外来生物を野外に捨てない
3. 広げない すでに野外にいる外来生物を他地域に広げない

※セアカゴケグモはすでに市内各地で見ついています。雌は毒を持っていますが、攻撃性はありません。駆除する場合は市販の家庭用殺虫剤(ピレスロイド系)を吹き付ける、靴で踏みつぶすことなどで簡単に駆除できます。